

# 国立大学法人東京医科歯科大学の楯の贈呈基準

〔平成16年4月1日  
制 定〕

第1条 東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の楯（以下「楯」という。）の贈呈は、学長がこの基準により行う。

第2条 学長は、次の各号の一に該当する者に楯を贈呈する。

- (1) 教授相当以上の外国からの来訪者で、本学の教育研究のために多大の貢献をしたもの
- (2) 本学名誉教授の称号を授与された者
- (3) その他適当と認められる者

第3条 各部局において前条第1号及び第3号に該当すると認められる者に対し楯を贈呈したい場合は、当該部局の長が教授会の議を経て、別紙様式により贈呈希望日の1箇月前までに学長に推薦するものとする。

第4条 楯の贈呈に関する事務は、総務部総務秘書課において処理するものとする。

## 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日制定）

この基準は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日制定）

この基準は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年8月14日制定）

この基準は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成29年12月27日制定）

この基準は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この基準は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙様式

平成 年 月 日

学 長 殿

部局の長名

東京医科歯科大学の楯の贈呈について

このことについて、下記の者に対し、楯を贈呈したいので、推薦いたします。

記

- 1 氏名(外国人の場合は国籍を明記)
- 2 現職名等
- 3 贈呈理由
- 4 楯の銘文
- 5 その他

備考

- 1 楯の銘文に外国語のみを用いる場合は、別に和訳を添付すること。
- 2 贈呈希望日は、その他に記入すること。